

自動車保険（人身傷害保険）

2020年4月1日以降発生事故適用

民法改正に伴う「ライプニッツ係数」変更のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更されます。
これに伴い当社は、関係当局の認可を前提として人身傷害保険の「ライプニッツ係数」を変更します
ので、概要を以下のとおりご案内いたします。

1. 本変更の概要

人身傷害保険では、被保険者が傷害を被り後遺障害が発生した場合、または死亡した場合における逸失利益等の将来に渡って発生する損害の額の算出に、「法定利率をもとに算出した係数」（ライプニッツ係数）を用いています。

2020年4月1日以降、法定利率が
現在の「年5%」から「年3%」へ変更されます。

2020年4月1日以降に発生した事故について、人身傷害保険における「法定利率をもとに算出した係数」（ライプニッツ係数）を変更することにより、逸失利益等の一部の損害に対する人身傷害保険金の額が増加します。

2. 本変更の適用時期

2020年4月1日以降に発生した事故に適用（保険契約の始期日にかかわらず、事故日を基準に適用）します。

3. 本変更の適用対象となる損害

人身傷害保険金の支払対象となる損害のうち、次の①および②の損害が対象です（お支払いする保険金の額が増加します）。

区分	損害額の計算にライプニッツ係数を使用している損害 （お支払いする保険金の額が増加する損害）
① 後遺障害による損害	「逸失利益」および「将来の介護料」
② 死亡による損害	「逸失利益」
③ 傷害による損害	—（変更なし）

4. 変更内容

上記3. の表における「お支払いする保険金の額が増加する損害」に対する保険金の計算（注）に用いるライプニッツ係数については確定しましたら、改めてご案内します。

（注）計算方法は、『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』の〈別紙〉人身傷害条項損害額基準に掲載しています。

<ご参考>「ライプニッツ係数」と「法定利率」の関係

事故により後遺障害等が発生した場合、収入が得られなくなることによる損害（逸失利益）や、長期にわたる介護料が発生します。こうした「将来に渡って発生する損害」に対する全期間分の補償を、保険金として一括で受け取った場合、その保険金を運用することにより毎年利息収入が得られます。「逸失利益」や「将来の介護料」を補償する人身傷害保険において、毎年発生する利息に相当する額を差し引いた保険金の額を算出するための係数を「ライプニッツ係数」といいます。

「ライプニッツ係数」は、「法定利率」をもとに算出しているため、「法定利率」が変更となる2020年4月1日以降に発生した事故において適用する「ライプニッツ係数」も、あわせて変更します。

以上